

21	ミヤコイバラ	樹高(m)	樹幅(m)	直径(mm)	生育	花芽	結実
		8.0	3.0	20.0	良好	あり	あり
	備考	道路際の林縁に自生している。古く大きな株である。					
	確認場所	久米郡美咲町打穴西					
							
22	ミヤコイバラ	樹高(m)	樹幅(m)	直径(mm)	生育	花芽	結実
		8.0	2.0	20.0	良好	あり	あり
	備考	道路際の林縁に自生している。古く大きな株である。					
	確認場所	久米郡美咲町打穴西					
							

※直径(mm)；各個体の茎の中で一番太い茎の直径(mm)を測定した。

※表中の番号は図1に記載した、500mの圏内に自生するバラ属近縁野生種の自生場所の識別番号に対応する。

(注：本表に記載された情報に係る権利及び内容の責任は申請者にある。)

4 モニタリングの期間

モニタリングの期間は本組換え体の隔離ほ場試験開始時から試験終了時までの間とする。

5 実施時期、頻度その他のモニタリングの方法

モニタリング実施時期は、モニタリング対象とした上記近縁野生種の開花時期並びに果実成熟期とする。

まず、近縁野生種の開花時期(5~6月)に開花の有無を確認し、開花が確認された株についてはさらに果実成熟期(9月下旬~10月初旬)に結実の有無を確認する。結実が認められた株を以下の①~④に分類し、これらからランダムに果実を回収後、種子を採取する。ただし、①においては結実が認められた株すべてから種子を採取することとし、②においては対象箇所が複数のため、結実が認められた株のうちランダムに数ヶ所を選択し、種子を採取することとする。③、④においては結実が認められた場合にのみ種子を採取することとする。これら採集した種子よりゲノムDNAを抽出し、PCR等の方法を用いて本組換え体に特有な遺伝子を増幅する、あるいはフローサイトメトリーを用いて倍数性を調査することにより、交雑の有無を確認する。交雑が認められた場合、さらに導入遺伝子の存在の有無を確認する。

① 隔離ほ場に隣接して自生するミヤコイバラ (No. 1-4)

② 隔離ほ場から500mの圏内に自生する①以外のミヤコイバラ (No. 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 16, 18, 19, 20, 21, 22からランダムに数ヶ所を選択する。)

③ 隔離ほ場から500mの圏内に自生するノイバラ (No. 17)

④ 隔離ほ場から500mの圏内に自生するヤブイバラ (No. 12)

6 モニタリングの結果の解析の方法

PCR等の方法による調査で本組換え体由来の遺伝子が検出された場合、本組換え体とモニタリング対象とした野生植物との間に交雑が起こったものと判断する。

7 農林水産大臣及び環境大臣への結果の報告の方法

モニタリング実施責任者は、各年度の調査結果がまとまり次第速やかに、農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課を通じ、農林水産大臣及び環境大臣へ報告する。

8 その他必要な事項

当該モニタリング計画の内容について指摘事項があった場合には、その指導等に従い適切な措置を講ずる。

緊急措置計画書（栽培目的の場合）

平成17年8月31日

氏名 サントリー株式会社
代表取締役社長 佐治 信忠

住所 大阪府大阪市北区堂島浜2丁目1番40号

第一種使用規程の承認を申請しているフラボノイド生合成経路を改変したバラ WKS82/130-9-1 (*F3' 5' H*, *5AT*, *Rosa hybrida*)（以下、本組換え体という）の第一種使用等において、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められた場合に当該影響を効果的に防止するため、以下の措置をとることとする。ただし、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められた場合とは、本組換えバラに関して、科学的に我が国の生物多様性に影響を生ずることが立証された場合のことである。

1 第一種使用等における緊急措置を講ずるための実施体制及び責任者

個人名・所属は個人情報につき非開示

2 第一種使用等の状況の把握の方法

(1) 本組換え体の使用状況については、試験委託契約を締結した限定された試験受託者（日本植生株式会社）を通じて、使用状況を把握するとともにその情報を整理して記録する。

(2) さらに、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められた場合には、(1)により把握している試験受託者の現状の使用状況を把握し、得られた情報を整理し記録する。

3 第一種使用等をしている者に緊急措置を講ずる必要があること及び緊急措置の内容を周知するための方法

緊急措置を講ずる必要が生じた場合には、すぐにその内容を把握している試験受託者に対して電話や文書などにより連絡を取る。また、周知するために弊社のホームページ等で本件についてのお知らせを掲載するとともに、問い合わせ専用窓口を設置する。

4 遺伝子組換え生物等を不活化し又は拡散防止措置を執ってその使用等を継続するための具体的な措置の内容

生物多様性影響を生ずるおそれがあると認められた場合は、直ちに本組換え体の栽培を中止し、栽培中の本組換え体はすき込み等による不活化を行うよう試験受託者に対し指示する。さらに、隔離ほ場周辺を調査し、環境中に放出された本組換え体が存在した場合、本組換え体との交雑が疑われる個体が存在した場合は、それらを回収し、すき込み等による不活化を行う。

5 農林水産大臣及び環境大臣への連絡体制

生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められた場合は、速やかに農林水産省農産安全管理課及び環境省野生生物課に報告する。